

平成30年度 第2回 開成町水道事業運営協議会 議事録

開催日 平成30年8月30日(木) 15:00~16:00
場所 議会全員協議会室
議題 (1) 給水装置使用開始・中止に係る手数料のあり方について
(2) その他
出席者 委員 澁谷会長、宇田副会長、遠藤委員、石渡委員
小澤委員、秋山委員
事務局 石井部長、熊澤課長、川口副主幹、神野主任主事

- 事務局 遠藤委員は遅れて参加します。瀬戸さんについては、委員を辞退されました。現在、定員より2名の欠員となっています。
- 前回の会議で、給水装置使用開始・中止に係る手数料のあり方について町長から諮問がありました。会議中及び会議後に、委員から出された意見に対し、今回の会議で資料として提示していきます。
- 会長のあいさつをお願いします。
- 会長 今回の会議で、諮問に対する、答申の方針を決めていきたいので、委員の皆様のご協力をお願いします。
- 議題(1) 給水装置使用開始・中止に係る手数料のあり方について説明をお願いします。
- 事務局 会議後の意見書は、2名から提出がありました。内容としては、「受益者負担の原則から手数料の徴収を継続するべきである」、「神奈川県内の水道事業体での徴収状況を確認したい」といった意見でした。
- ※前回までの会議の経過及び資料1について説明をした。
- 中井町では過去手数料を徴収していたが、現在廃止をしている。廃止をした理由は、他の公共料金である電気、ガスが手数料を徴収していないことを参考にした。
- 会長 現在徴収しているのは、4事業体となっています。事業体の地域性をもとに徴収していることがあると思います。資料1について、質問はありますか。
- 委員 中井町の廃止はいつか。
- 事務局 平成18年に廃止をしています。
- 委員 中井町の廃止をした理由は納得できる。しかし、平成29年の水道料金改定時に、この議論は全くされていなかった。廃止をすることによって、サービス向上につながると思うが、約100万円の財源がなくなるのは、問題である。
- 委員 開成町では、開始700円、中止700円となっている。他の事業体でも開始中止でそれぞれ手数料がかかるのか。

- 事務局 かかります。箱根町なら、開始 2,000 円、中止 2,000 円かかる。
箱根町は、地形的なことや別荘が多いことで手数料額を高く設定していることがある。別荘だと短期間での使用が多く、頻繁に開始中止の依頼があると、職員の負担が生じることがあるので、安易に開始中止がされないように、高めに設定したもよう。
- 委員 当初は、県内における格差があったので、廃止をしてもいいと思っていましたが、貴重な収入源であることを考えると、徴収は継続してもいいが、手数料を減額させることを考えてはどうか。
- 委員 開成町の 700 円は安く感じます。所有する物件で、使用していない水栓がありますが、中止をせずに契約のまま（基本料金を払い続ける）にしている所がある。一般的には手数料を支払って中止することが多いと思うが、その際の 700 円は高いとは思わないのではないか。
- 会長 手数料については、次回の水道料金改定時に改めて議論していくべきではないかという意見がありました。公営企業として財源の確保は重要です。今すぐに廃止すべきではないということの方針としたい。
- 事務局 遠藤委員については、皆様と同じような意見をいただいています。
先ほど、手数料額の見直しについて話がありました。参考資料 1 で開閉栓に係る平均時間及び費用で説明をさせていただきます。1 件に要す平均時間は 20 分。1 件に要す平均費用（人件費、ガソリン代）は 777 円。原価として、777 円かかっているので、事務局としては、現在の手数料 700 円は妥当ではないかと考えています。
- 会長 原価を鑑みると、現在の 700 円のままでいいのではないのでしょうか。
- 委員 行政サービスという意味では、もう少し安くてもいいのでは。
- 事務局 水道事業は公営企業として運営しています。役場の行政サービスとは一線を画します。公営企業として、参考資料記載の算出方法を用いました。
- 会長 箱根町の 2,000 円は、開成町以上に原価がかかっているのではないかと推測される。市町によって地域性があるので、金額差が出るのではないか。委員の皆様、現行の 700 円でもよろしいでしょうか。⇒承知された。
- 事務局 ※参考資料 2 の開始・中止の受付方法について説明をした。
役場に来なくても、申請ができるように、受付方法を変えていきます。
- 会長 柔軟な対応方法をされていくのはいいと思います。
- 事務局 今までの経緯について、答申（案）を作成しました。一度、委員の皆様に見ていただいて、意見を出してください。
※答申（案）を机上配布して、事務局が説明をした。

- 委 員 水道料金改定と合せて、手数料のあり方を再度検討するのか。
- 事務局 料金の算定期間を設定している。平成 29 年に改定をしているので、平成 32 年までの実績に対して、平成 33 年から検討していく。
- 委 員 平均改定率 16.76%としていたが、実績としてはどうか。
- 事務局 その 16.76%はあくまで単価に対しての割合です。給水収益が 16.76%増加するように設定はしていません。
- 委 員 平成 29 年度第 2 回の協議会で、水道料金改定の結果を示しているが、前年比割合に誤りがあるのではないか。
- 事務局 今回の議事録とともに、修正した資料を送ります。
※遠藤委員が到着されたので、経過を説明。
- 会 長 答申（案）について、意見があれば遠慮なくお申し出ください。最終的な答申の内容は、会長と事務局で詰めていきたい。その他、事務局からありますか。
- 事務局 次回の会議は 10 月上旬～中旬に予定しています。その後、議会全員協議会で報告します。次回の会議では、町長を呼んで会長から答申をします。
- 会 長 長い時間ありがとうございました。次回もよろしく願います。

以上